

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 阪本工務店**
 住所 奈良県北葛城郡上牧町松里園3丁目15番1号
 代表者氏名 代表取締役 **阪本 雄一**
 電話番号 TEL 0745-78-6161
 FAX番号 FAX 0745-78-6001
 メールアドレス yoshiji@sakamoto-k.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 10 月 7 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 阪本工務店
住 所 奈良県北葛城郡上牧町松里園3丁目15番1号
代表者氏名 代表取締役 阪本 雄一

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 阪本工務店		
住 所	奈良県北葛城郡上牧町松里園3丁目15番1号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 阪本 雄一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の住所	御所市僧堂4-1	上牧町松里園3丁目 15番1号	令和2年9月21日
代表者の氏名	代表取締役 阪本女子司	代表取締役 阪本雄一	〃
事業所の住所	御所市僧堂4-1	上牧町松里園3丁目 15番1号	〃
電話番号	0745-66-2344	0745-78-6161	〃
FAX番号	0745-66-0429	0745-78-6001	〃
役員の氏名		取締役 阪本裕嗣 取締役 阪本女子司 監査役 阪本理更	〃

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 阪本工務店

住 所

奈良県北葛城郡上牧町松里園3丁目15番1号

代表者氏名

代表取締役 阪本雄一



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡上牧町松里園三丁目15番1号
株式会社阪本工務店

会社法人等番号	1500-01-013884	
商号	株式会社阪本工務店	
本店	奈良県御所市大字僧堂4番地の1	
	奈良県北葛城郡上牧町松里園三丁目15番1号	令和 2年 9月21日移転 ----- 令和 2年 9月24日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成4年2月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般土木建築工事業 2 土木工事業 3 建築工事業、土木建築工事業 4 鉄骨、鉄筋工事業 5 大工工事業 6 上下水道工事業 7 不動産の売買、賃貸管理及びその仲介 8 損害保険の代理業務 9 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成23年10月 5日変更 平成23年11月11日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般土木建築工事業 2 土木工事業 3 建築工事業、土木建築工事業 4 鉄骨、鉄筋工事業 5 大工工事業 6 上下水道工事業 7 不動産の売買、賃貸管理及びその仲介 8 損害保険の代理業務 9 塗装工事業 10 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">令和 1年 9月16日変更 令和 1年 9月20日登記</p>	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>阪本好司</u>	平成18年11月30日重任 平成23年11月11日登記
	取締役 <u>阪本好司</u>	平成28年11月30日重任 平成30年5月8日登記
	取締役 <u>阪本雅宣</u>	平成18年11月30日重任 平成23年11月11日登記
	取締役 <u>阪本雅宣</u>	平成28年11月30日重任 平成30年5月8日登記 令和2年9月21日辞任 令和2年9月24日登記
	取締役 <u>木寅八重子</u>	平成18年11月30日就任 平成23年11月11日登記
	取締役 <u>木寅八重子</u>	平成28年11月30日重任 平成30年5月8日登記 平成30年4月21日辞任 平成30年5月8日登記
	取締役 <u>阪本雄一</u>	平成30年4月21日就任 平成30年5月8日登記
	取締役 <u>阪本裕嗣</u>	令和2年9月21日就任 令和2年9月24日登記

<p style="text-align: center;">X</p> <p style="text-align: center;">O</p> <p style="text-align: center;">X</p> <p style="text-align: center;">O</p>	<p>奈良県御所市大字僧堂4番地の1 代表取締役 <u>阪本好司</u></p>	<p>平成18年11月30日重任 ----- 平成23年11月11日登記</p>
	<p>奈良県御所市大字僧堂4番地の1 代表取締役 <u>阪本好司</u></p>	<p>平成28年11月30日重任 ----- 平成30年 5月 8日登記</p>
		<p>令和 2年 9月21日辞任</p>
		<p>令和 2年 9月24日登記</p>
	<p>奈良県大和高田市大字大中4番地1(404号 室) ライオンズ大和高田セントハウス 代表取締役 <u>阪本雄一</u> ☆</p>	<p>令和 2年 9月21日就任 ----- 令和 2年 9月24日登記</p>
	<p>監査役 <u>阪本由江</u></p>	<p>平成18年11月30日重任 ----- 平成23年11月11日登記</p>
	<p>監査役 <u>阪本由江</u></p>	<p>平成28年11月30日重任 ----- 平成30年 5月 8日登記</p>
		<p>令和 2年 9月21日辞任</p>
		<p>令和 2年 9月24日登記</p>
		<p>監査役 <u>阪本理恵</u></p>
<p>取締役会設置会社 に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記</p>
<p>監査役設置会社 に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記</p>
<p>登記記録に関する 事項</p>	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p>	<p>平成15年 5月26日移記</p>



奈良県北葛城郡上牧町松里園三丁目15番1号
株式会社阪本工務店

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年10月 5日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



款 定 証 認

奈良県大和高田市大字大中98番地
(市役所東隣おがわビル3F)

高田公証役場

公証人 宇田川秀信

電話・大和高田(0745)22-7166

令和2年9月21日

この写しは原本と相違ありません

株式会社 阪本工務店 代表取締役 阪本雄一



株式会社 阪本工務店 定款

〇年 〇月 〇日 作成
〇年 〇月 〇日 公証人 認証
〇年 〇月 〇日 会社 成立

平成17年6月5日 第1条目的変更 6 (追加)

平成23年10月5日 第2条目的変更 7.8 (追加)

令和1年9月16日 第2条目的変更 9 (追加)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 阪 本 工 務 店
と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般土木建築工事業。
2. 土木工事業。
3. 建築工事業、木造建築工事業。
4. 鉄骨、鉄筋工事業。
5. 大工工事業。
6. ^{上下水道工事業}
~~前各号に付帯する一切の事業。~~
7. 不動産の売買、賃貸管理及びその他仲介
8. 損害保険の代理業務
- ~~9. 前各号に付帯する一切の事業~~ 塗装工事業
10. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県御所市
に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官 報
に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、 800 株とする。
当社の発行する額面1株の金額は、 5万 円とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

召 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は 5 名以内とし、監査役は 2 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年⁹~~10~~月²¹日から 翌年

9 月²⁰~~30~~日までの年 1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式
200株とし、その発行価額は1株につき5万円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成
4年9月30日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終
の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(最初の取締役及び監査役)

第29条 当社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

取締役 阪本 好司、阪本 好章 阪本 雅宣

監査役 阪本 恵子

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第30条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

磯
奈良県大和高田市磯野北町14番3-103号

額面株式 200 株 阪本 好司

以上

株式会社 阪本工務店

を設立のため、

この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成4 年 2 月 1 日

発起人 阪本好司

第30条中 / 字削除
/ 字加入

本葉5行目24字加入

登簿平成4年第35号

この定款の発起人阪本好司の代理人中川憲二
郎は、本職の面前で、発起人が自己の記名捺
印を自認する旨を陳述した。

この定款はオシ条中/字削除、/字加入にある。
よってこれを認証する。

平成4年2月10日本職役場において

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人

宇田川秀信

公
証
人
の
書

	第(一)行
	第(二)行
	第(三)行
	第(四)行
	第(五)行
	第(六)行
	第(七)行
	第(八)行
	第(九)行
	第(十)行
	第(十一)行
	第(十二)行
	第(十三)行
	第(十四)行
	第(十五)行
	第(十六)行
	第(十七)行
	第(十八)行
	第(十九)行
	第(二十)行
	第(二十一)行
	第(二十二)行
	第(二十三)行
	第(二十四)行
	第(二十五)行
	第(二十六)行
	第(二十七)行
	第(二十八)行
	第(二十九)行
	第(三十)行
	第(三十一)行
	第(三十二)行
	第(三十三)行
	第(三十四)行
	第(三十五)行
	第(三十六)行
	第(三十七)行
	第(三十八)行
	第(三十九)行
	第(四十)行
	第(四十一)行
	第(四十二)行
	第(四十三)行
	第(四十四)行
	第(四十五)行
	第(四十六)行
	第(四十七)行
	第(四十八)行
	第(四十九)行
	第(五十)行



牧町

不動産 建築 たつみ住宅

日環設備工業所

不動産 建築 西奈良開発株式会社

増改築工事 L.P. ガス一式 大和ガス住宅設備(株)







